

**改正**

平成11年3月25日規則第3号

平成14年4月1日規則第30号

平成14年9月1日規則第50号

平成14年12月30日規則第66号

平成18年4月1日規則第20号

平成20年4月1日規則第20号

平成22年8月20日規則第41号

平成23年1月18日規則第1号

平成23年3月23日規則第10号

平成25年9月18日規則第30号

平成27年1月5日規則第1号

平成28年3月31日規則第17号

平成30年3月23日規則第14号

令和2年4月21日規則第36号

令和4年3月24日規則第13号

千歳市農業振興条例施行規則

(趣旨)

**第1条** この規則は、千歳市農業振興条例（平成6年千歳市条例第27号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(生産組織及び農業団体)

**第2条** 条例第2条第2号の規則で定める組織は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第72条の4に規定する農事組合法人
- (2) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定により農業経営改善計画（当該農業経営改善計画に記載される農用地又は農業用施設若しくは機械器具が市の区域内に所在するものに限る。）が適当である旨の認定を受けた法人
- (3) 農業経営基盤強化促進法第23条第4項に規定する特定農業団体
- (4) 農業者をもって組織する団体であって、次に掲げる事項に関する規約を定めているもの

ア 代表者に関する事項

イ 組織及び運営に関する事項

2 条例第2条第3号の規則で定める団体は、市内に事務所を有する団体のうち次に掲げるものとする。

(1) 農業協同組合法第10条第1項第2号に規定する事業を行う農業協同組合

(2) 森林組合法（昭和53年法律第36号）第9条第2項第1号に規定する事業を行う森林組合（新規就農者）

**第3条** 条例第4条第3号の規則で定める者は、次の各号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

(1) 農業経営基盤強化促進法第14条の4第1項の認定を受けていること。

(2) 公益財団法人北海道農業公社が実施する新規参入者就農促進支援事業による就農研修（以下単に「就農研修」という。）又は千歳市営農指導対策協議会が就農研修と同等であると認める研修を受け、その事実を証明できること。

(3) 市内に住所を有すること。

（補助の活用範囲）

**第4条** 農業者又は生産組織が行う事業のうち国等の補助を受けたものは、その補助対象額の範囲内において、条例の規定による助成を受けることができない。ただし、条例第7条の規定に基づく助成については、この限りでない。

（農業の持続可能性の確保に対する助成）

**第5条** 条例第6条の規則で定める認証に係る審査は、一般財団法人日本GAP協会（平成18年11月14日に特定非営利活動法人日本GAP協会という名称で設立された法人をいう。）その他市長が適当と認める法人又は団体が定める農業生産工程管理（農業において食品の安全性の向上、環境の保全、労働災害の防止等の持続可能性を確保するために行う生産工程の管理に関する取組をいう。）の認証に係る審査とする。

2 助成金の額は、審査を受けるために要する費用のうち市長が必要と認める額の2分の1以内とし、一の審査につき20万円を限度とする。

（農業用施設等の設置又は導入に対する助成）

**第6条** 条例第7条第1項の規定により交付する助成金は、千歳市税条例（昭和25年千歳市条例第11号）第50条に規定する納期限（随時に課せられた場合にあっては、その指定された納期限）内に納付された固定資産税を対象とする。

(都市と農村の交流事業等に対する助成)

**第7条** 条例第8条の規則で定める交流事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 生産組織又は農業団体が行う市民農園、体験農園等の都市住民と直接的に交流を図ることを目的とするもの
- (2) 農業者等又は農業団体が行う農作物の販売の促進を目的とするもの
- (3) 農業者等又は農業団体が行う特産品の普及を目的とするもの
- (4) その他市長が特に認めるもの

2 助成金の額は、交流事業に係る経費のうち協賛金、入園料、広告収入等を除いた自己負担経費から人件費に相当する部分を減じた額の2分の1以内とし、一の事業につき70万円を限度とする。この場合において、2以上の催事等を同時に行うときは、全体で一の事業とみなすものとする。

3 第1項第2号及び第3号に定める交流事業に係る経費のうち広告に要するものに対する助成金の交付は、一の年度につき1回に限るものとする。

(農村景観の整備に対する助成)

**第7条の2** 条例第8条の2の規則で定める事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 農業者等が各自の所有地又は借受地内で行う農村地域の景観の向上を目的とするもの（改築又は更新に係るものを含む。）
- (2) 生産組織が行う廃プラスチックの回収事業
- (3) その他市長が特に認めるもの

2 助成金の額は、事業に係る経費のうち自己負担経費から人件費に相当する部分を減じた額の2分の1以内とし、一の事業につき70万円を限度とする。この場合において、2以上の整備を同時に行うときは、全体で一の事業とみなすものとする。

(農産物のブランド化に対する助成)

**第8条** 条例第9条の規則で定める事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 農産物の品質、栽培技術、社会的評価等の向上を図ることを目的とするもの
- (2) 新品種の育成を目的とするもの
- (3) その他市長が特に必要と認めるもの

2 助成金の額は、事業に係る経費のうち市長が必要と認める額の2分の1以内とし、10万円を限度とする。この場合において、2以上の取組を同時に行うときは、全体で一の事業とみなすものとする。

(有害鳥獣に係る農業被害の防止に対する助成)

**第9条** 条例第10条第1号の規則で定める施設は、次に掲げるものとする。

(1) 電気牧柵

(2) その他有害鳥獣に係る農業被害の防止のため市長が特に必要と認める施設

2 条例第10条第2号の規則で定める狩猟免許は、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第39条第2項に規定するわな猟免許及び第一種銃猟免許とする。

3 第1項に係る助成金の額は、同項各号に定める施設の設置に係る経費のうち市長が必要と認める額の2分の1以内とし、一農業者等につき20万円を限度とする。

4 第2項に係る助成金の額は、同項に定める狩猟免許の取得（鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第51条の規定による狩猟免許の有効期間の更新を除く。）に要する費用のうち市長が必要と認める額の2分の1以内とし、一農業者につき10万円を限度とする。

（女性農業者に対する助成）

**第10条** 条例第11条の規則で定める試験又は検定は、農業経営の発展に資すると認められる免許又は資格に係る試験又は検定とする。

2 条例第11条の規則で定める講習又は研修は、農業経営の発展に資すると認められる講習又は研修とする。

3 助成金の額は、第1項に定める試験若しくは検定を受けるため又は前項に定める講習若しくは研修に参加するために要する費用のうち市長が必要と認める額とし、5万円を限度とする。ただし、助成金の交付は、一の年度につき1回に限るものとする。

（研修参加に対する助成）

**第11条** 条例第12条の規則で定める研修は、新しい栽培技術の導入に必要な知識及び技能の習得を目的とした研修とする。

2 助成金の額は、研修の参加に要する費用及び研修期間中に要する雇用労賃のうち市長が必要と認める額の2分の1以内とし、一の研修につき10万円を限度とする。

（新規就農者等に対する助成）

**第12条** 市長は、新規就農者と認める者に2年間を限度とし、月額5万円の助成金を交付する。ただし、助成金の交付は、1人につき1回に限るものとする。

2 就農研修を研修実習場所として受け入れる農業者には、1年間を限度とし、受け入れる研修実習者1人当たりにつき月額5万円（公益財団法人北海道農業公社又は公益財団法人道央農業振興公社による同様の助成を受けている場合は、5万円から当該助成額を除いた額）の助成金を交付する。

(生産基盤の整備に対する助成)

**第13条** 条例第13条の規則で定める事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 生産組織若しくは農業団体が自ら所有し、又は管理する耕作道、排水路等の整備事業
- (2) 農業者が自己の費用で行う暗きょ排水、取付道路等の整備事業

2 前項第1号に係る助成金の額は、次に掲げる経費のうち市長が必要と認める額の2分の1以内の額とする。

- (1) 耕作道の整備に係る資材費又は借上費
- (2) 排水路の整備に係る資材費又は借上費
- (3) その他市長が特に必要と認める経費

3 第1項第2号に係る助成金の額は、一農業者等について30万円を限度とし、次に掲げる経費のうち市長が必要と認める額の2分の1以内の額とする。

- (1) 暗きょ排水の整備に係る資材費及び借上費
- (2) 取付道路の整備に係る資材費及び借上費
- (3) その他市長が特に必要と認める経費

(家畜伝染病等の防疫事業に対する助成)

**第13条の2** 条例第13条の2の規則で定める家畜伝染病等の防疫事業は、次の各号のいずれかに該当する伝染病等にかかっている家畜又はそのおそれがある家畜に係る防疫事業とする。

- (1) 家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第2条第1項に規定する家畜伝染病
- (2) 家畜伝染病予防法施行規則（昭和26年農林省令第35号）第2条に規定する届出伝染病
- (3) 第1号の家畜伝染病及び前号の届出伝染病に分類されているもの以外のサルモネラ症

2 助成金の額は、前項各号に掲げる伝染病等に係る検査又は治療に要する費用の合計額（農業保険法（昭和22年法律第185号）第1条の規定により全国農業共済協会が実施する家畜共済による補償を受けている場合は、当該補償額に相当する額を除いた額とする。）の2分の1以内とし、一家畜伝染病等につき20万円を限度とする。

(種畜の貸付申込み)

**第14条** 条例第14条の種畜の貸付けを受けようとするものは、種畜貸付申込書（第1号様式）を市長に提出するものとする。

2 市長は、前項の種畜貸付申込書のほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

(種畜の貸付決定及び通知)

**第15条** 市長は、前条第1項の申込みがあったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、

貸付けの決定を行うものとする。

- 2 市長は、前項の決定を行ったときは、種畜貸付決定通知書（第2号様式）により申込者に通知するものとする。

（種畜の受領）

**第16条** 前条第2項の規定により貸付けの決定を受けたものは、速やかに貸付種畜借受書（第3号様式）を市長に提出して種畜を受領しなければならない。

（納入雌牛の払下げ）

**第17条** 条例第15条第4項の納入雌牛の払下げは、当該雌牛を納入した者を第1順位とする。

- 2 第1順位者が希望しない場合には、市内の農業者に払い下げるものとする。
- 3 払下げに係る時価は、払下時における流通価格等を勘案し、その都度市長がこれを決定する。

（種雄畜の払下げ）

**第18条** 条例第19条に規定する種雄畜の払下げに必要な期間は、貸付けの日から2年間とする。

（種畜の貸付期間等）

**第19条** 種畜の貸付期間は、貸付けの日から次に掲げる期間内とする。

（1）種雌畜

ア 牛 5年

イ 豚 2年

（2）種雄畜 2年

- 2 前項の貸付期間は、これを更新することができる。
- 3 前項の規定により継続して貸付けを受けようとするものは、貸付期間満了の1月前までに種畜貸付申込書を市長に提出しなければならない。

（種畜の管理等）

**第20条** 貸付種雌牛の借受者は、貸付種雌牛が子畜を生産したときは、その都度子畜生産報告書（第4号様式）により市長に報告しなければならない。

- 2 貸付種雄畜の借受者は、自家生産の目的以外にこれを使用してはならない。
- 3 借受者は、貸付種畜につき重大な事故のあったときには、速やかにこれを市長に報告し、事故報告書（第5号様式）を提出しなければならない。
- 4 市長は、前項の事故が借受者の故意又は過失によるものであるときは、当該借受者に対し損害賠償を命ずることができる。

（貸付種畜の返納等）

**第21条** 市長は、次の各号の一に該当すると認める場合には、貸付期間中であっても貸付種畜を返納させることができる。

- (1) 改良増殖の目的を達しがたいと認められるとき
- (2) 貸付料を滞納したとき
- (3) 条例又は貸付けの条件に違反したとき
- (4) 飼養管理を怠ったとき
- (5) その他市長が必要と認めるとき

(貸付種畜の価格)

**第22条** 条例第15条第3項、第16条及び第17条の時価は、貸付種畜の購入価格、使用年数等を勘案し、その都度市長がこれを決定する。

2 条例第18条第1項の時価は、貸付種雄畜の台帳価格とする。

(融資資格者)

**第23条** 資金の融資を受けることができる者は、第2条第2項第1号及び第2号に定める団体の組合員とする。

(農業振興資金の用途等)

**第24条** 農業振興資金の用途、償還期間等は、別表1に定めるものとする。

(農業振興資金の融資限度額)

**第25条** 農業振興資金の一農業者等に対する融資の限度額は、別表1の4の項から7の項までに掲げる資金にあつてはそれぞれ200万円、それらの項以外に掲げる用途の資金にあつてはそれぞれ500万円とする。ただし、総額で条例第24条第1項に規定する額を超えることはできない。

(養豚振興資金の用途等)

**第26条** 養豚振興資金の用途、償還期間等は、別表2に定めるものとする。

2 条例第23条の規則で定める生産資材等とは、飼料、防疫剤等の生産に必要な資材をいう。

(助成等事業計画書)

**第27条** 助成又は農業振興資金の貸付けを受けようとするものは、次に定める期日までに助成等事業計画書(第6号様式)を市長に提出しなければならない。

- (1) 助成 交付を受けようとする年度の前年の10月末日
- (2) 農業振興資金の貸付け(次号に掲げるものを除く。) 貸付けを受けようとする年の3月末日
- (3) 緊急を要すると市長が認める農業振興資金の貸付け 貸付けを受けようとする年度の偶数

月の末日

2 前項第1号の規定にかかわらず、第9条の規定による有害鳥獣に係る農業被害の防止に対する助成、第12条の規定による新規就農者等に対する助成及び第13条の2の規定による家畜伝染病等の防疫事業に対する助成については、助成等事業計画書の提出を随時受け付けるものとする。

3 第1項第3号の規定にかかわらず、災害（災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。）により被害を受けた者に対する農業振興資金の貸付けについては、助成等事業計画書の提出を随時受け付けるものとする。

（事業計画の認定）

**第28条** 市長は、前条の事業計画書の提出があったときは、次に掲げる機関の意見を聴き、相当と認めるときは、計画の認定を行うものとする。

（1） 助成 千歳市営農指導対策協議会

（2） 農業振興資金の貸付け 千歳市農業金融制度総合推進会議

2 市長は、前項の認定を行ったときは、速やかに提出者に通知するものとする。

（助成又は農業振興資金の貸付けの申込み）

**第29条** 前条の規定による計画の認定を受けたものは、市長の指定する期日までに関係書類を添えて、助成にあつては助成金交付申込書（第7号様式）を、農業振興資金の貸付けにあつては農業振興資金貸付申込書（第8号様式）を市長に提出するものとする。ただし、第9条の規定による有害鳥獣に係る農業被害の防止に対する助成、第12条の規定による新規就農者等に対する助成及び第13条の2の規定による家畜伝染病等の防疫事業に対する助成に係る助成金交付申込書並びに第27条第1項第3号及び同条第3項の規定による農業振興資金の貸付けに係る農業振興資金貸付申込書の提出の期限については、この限りでない。

（養豚振興資金の貸付けの申込み）

**第30条** 養豚振興資金の貸付けを受けようとする農業団体は、市長の指定する期日までに養豚振興資金貸付申込書（第9号様式）を市長に提出するものとする。

（助成又は貸付けの決定及び通知）

**第31条** 市長は、第29条の申込みがあったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、助成又は貸付けの決定を行うものとする。この場合において、第28条第1項の規定による認定を受けた計画の内容に変更があるときは、あらかじめ、同項各号に定める機関の意見を聴くものとする。

2 市長は、前条の申込みがあったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、貸付けの決定を行うものとする。



- 3 市長は、前2項の決定を行ったときは、助成にあつては助成金交付決定通知書（第10号様式）により、貸付けにあつては貸付決定通知書（第11号様式）により申込者に通知するものとする。

（地位の承継）

**第32条** 前条第1項の規定による助成の決定を受けたものにおいて、当該助成を受けるまでの間に承継があつたときは、その承継人に対し当該助成を行うものとする。

- 2 前項の承継人は、承継の事実が生じた後7日間以内に承継届（第12号様式）に承継の事実を証する書類を添えて、市長に届け出なければならない。

（遵守事項）

**第33条** 条例及びこの規則による助成を受けたものは、助成金交付完了の日の翌日から起算して5年を経過するまで次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）助成を受けて設置し、取得し、又は整備した物件等（以下「助成物件等」という。）については、市長の承認を得ないで譲渡、貸与、抵当権の設定、設置場所の変更、目的外の使用、改造その他の処分（以下「処分等」という。）をしてはならない。

- （2）助成物件等に事故があつたとき又は農業経営上に重大な事態が発生したときは、遅滞なく市長にその旨を報告しなければならない。

- 2 条例及びこの規則による融資を受けたものは、その償還が終了するまで次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）融資を受けて設置し、又は取得した物件等（以下「融資物件等」という。）については、市長の承認を得ないで処分等をしてはならない。

- （2）融資物件等に事故があつたとき又は農業経営上に重大な事態が発生したときは、遅滞なく市長にその旨を報告しなければならない。

- 3 第1項第1号の承認に当たって、市長から助成物件等に係る助成金の返還を求められたときは、当該助成金の全部又は一部を返還しなければならない。

（助成に係る条件）

**第34条** 助成の対象となつた事業（以下「助成事業」という。）が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難となつた場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

（融資の実行）

**第35条** 資金の貸付けを受けた農業団体は、速やかに農業者等に対する融資を実行しなければならない。

2 農業団体は、融資実行後10日以内に融資実行報告書を市長に提出しなければならない。

(事業完了の報告)

**第36条** 助成金の決定を受けたものは、事業完了後1箇月以内に事業完了報告書(第13号様式)により市長に報告しなければならない。ただし、2年以上にわたって助成を受けるものについては、毎年の事業完了後に報告書を提出するものとする。

2 資金の貸付けを受けた農業団体は、次に掲げる期日までに資金実績報告書(第14号様式)を市長に提出しなければならない。

(1) 農業振興資金 貸付実行日の翌日から起算して1月を経過した日

(2) 養豚振興資金 償還期日

(助成金の額の確定)

**第37条** 市長は、前条第1項の報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う立入調査等によりその報告に係る助成事業の成果を調査し、相当であると認めるときは、助成金の額を確定し、助成決定者等に通知するものとする。

(事業計画変更の申請)

**第38条** 助成決定者等は、次の各号の一に該当する場合には、変更承認申請書(第15号様式)を提出してあらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(1) 助成事業の内容の変更をしようとする場合

(2) 助成事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(3) 融資を受けて設置し、又は取得するものを変更しようとする場合

(4) 融資を受けて設置し、又は取得するものの価格に2割以上の変更があった場合

2 市長は、前項の申請があったときは、第28条第1項の規定に準じて承認を行うものとする。この場合において、変更が適当でないと認められるときは、助成又は貸付けの決定の全部又は一部を取り消すものとする。

3 市長は、前項の承認を行ったときは、変更承認通知書(第16号様式)により申請者に通知するものとする。

(償還猶予等の申請)

**第39条** 条例第32条の規定により償還の猶予又は利子の減免を受けようとするものは、償還猶予申請書(第17号様式)を農業団体を經由して市長に提出しなければならない。

2 条例第32条の災害その他特別な理由とは、次に掲げるものとする。

(1) 暴風雨、豪雨、地震、降雪、降霜、低温等の天災

- (2) 火災
- (3) 死亡又は疾病
- (4) その他市長が認めるもの

3 市長は、第1項の申請があったときは、千歳市農業金融制度総合推進会議の意見を聴き、償還の猶予又は利子の減免を決定するものとする。

4 市長は、前項の決定をしたときは、償還猶予通知書（第18号様式）により申請者及び農業団体に通知するものとする。

(決定の取消し)

**第40条** 市長は、条例第33条の規定により助成又は貸付けの決定の全部又は一部を取り消したときは、取消決定通知書（第19号様式）により助成決定者等に通知するものとする。

(一時償還等の通知)

**第41条** 市長は、助成の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分に関し、既に助成金が交付されているときは、助成金返還命令書（第20号様式）により、期限を定めてその返還を命じなければならない。

2 市長は、貸付けの決定を取り消した場合において、貸付けの当該取消しに係る部分に関し、既に貸付けが実行されているときは、一時償還通知書（第21号様式）により、期限を定めてその償還を命じなければならない。

(違約金の徴収)

**第42条** 条例第35条に規定する違約金の額は、その償還金額に償還期日の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した金額とする。

(委任)

**第43条** この規則の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

## 附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第5条及び第7条から第13条までの規定は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 条例附則第2項の規定により助成の申請を行うものに係る第27条及び第29条の規定の適用については、次の各号に定めるところによる。

(1) 助成等事業計画書の提出期日については、第27条第1号中「交付を受けようとする年度の前年の10月末日まで」とあるのは、「この規則の施行の日の翌日から40日以内」とする。

(2) 助成金交付申請書の提出期日については、第29条第1項中「当該年度の5月10日まで」とあるのは、「前条第2項の通知を受けた日から20日以内」とする。

(千歳市貸付牛払下規則の廃止)

3 千歳市貸付牛払下規則（昭和40年千歳市規則第17号）は、廃止する。

**附 則**（平成11年3月25日規則第3号）

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

**附 則**（平成14年4月1日規則第30号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成14年9月1日規則第50号）

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の千歳市農業振興条例施行規則第13条第3項第1号及び第2号の規定は、平成14年4月1日から適用する。

**附 則**（平成14年12月30日規則第66号抄）

（施行期日）

1 この規則は、平成15年1月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の千歳市規則の各規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

**附 則**（平成18年4月1日規則第20号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成20年4月1日規則第20号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 平成20年度に限り、この規則による改正後の千歳市農業振興条例施行規則別表1の1の項から3の項まで、5の項及び7の項に規定する貸付けにあつては、同規則第27条第1項第2号中「3月末日」とあるのは「5月末日」と、同規則第29条中「5月10日」とあるのは「7月10日」と読み替えて適用する。

**附 則**（平成22年8月20日規則第41号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成23年 1 月18日規則第 1 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の千歳市農業振興条例施行規則の規定は、この規則の施行の日以後に完了する事業に係る助成について適用し、同日前に完了する事業に係る助成については、なお従前の例による。

**附 則**（平成23年 3 月23日規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第27条に 1 項を加える改正規定及び第29条ただし書の改正規定は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（平成25年 9 月18日規則第30号）

この規則は、平成25年10月 1 日から施行する。

**附 則**（平成27年 1 月 5 日規則第 1 号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（平成28年 3 月31日規則第17号）

（施行期日）

1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の千歳市農業振興条例施行規則第 2 条及び第13条の規定は、この規則の施行の日以後の申込みに係る助成又は貸付けについて適用し、同日前の申込みに係る助成又は貸付けについては、なお従前の例による。

**附 則**（平成30年 3 月23日規則第14号）

この規則は、平成30年 4 月 1 日から施行する。

**附 則**（令和 2 年 4 月21日規則第36号）

この規則は、公布の日から施行する。

**附 則**（令和 4 年 3 月24日規則第13号）

（施行期日）

1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第12条第 1 項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の千歳市農業振興条例施行規則の規定により作成されている様式については、当分の間、適宜修正の上使用することができる。

別表 1 (第24条、第25条関係)

農業振興資金の用途		償還期間	利率	償還期日
1	農舎、畜舎、農産物乾燥施設、たい肥舎、施設園芸ハウス、サイロ、たい肥盤、農業用貯留槽、電気牧柵、農業用索道、排水施設、かん水施設、農産物処理加工施設、農産物貯蔵施設、農業生産資材貯蔵施設、農業生産資材製造施設、農機具保管修理施設、病虫害等防除施設、ふ卵育すう施設又はきのこ栽培施設の取得（設置を含む。）、改築、修繕、解体又は撤去に要する資金	10年以内 (うち据置期間2年以内)	農業団体への貸付利率3.5パーセント以内 農業者等への融資利率4パーセント以内	11月30日
2	原動機、揚排水用機具、耕うん整地用機具、農林作物育成管理用機具、肥料調整散布用機具、病虫害等防除用機具、収穫調整用機具、農産物処理加工用機具若しくは畜産用機具又は農林作物の試験、検査若しくは開発に必要な機械器具の導入又は更新に要する資金	5年以内 (うち据置期間1年以内)		
3	家畜伝染病予防法第2条第1項に規定する家畜（みつばちを除く。）の購入に要する資金			
4	家畜伝染病等の防疫対策及び発生から終結までの間の生産資材の購入に要する資金		無利子	
5	省エネルギー（現に使用している農業用機械等と比較して10パーセント以上のエネルギー削減が見込めるものに限る。）又は環境の保全に配慮した機械器具、農業設備又は農業資材の導入に要する資金			

6	新規就農者運転資金（北海道の就農支援資金制度による就農施設等資金の貸付けを受けた新規就農者が当該貸付けに係る据置期間を経過した後の営農に要する資金をいう。）		
7	経営改善資金（過去に作付実績がない新規農産物又は増産が見込める畜産資材の導入に要する資金をいう。）	農業団体への貸付利率3.5パーセント以内	
8	アスパラ、果樹、しいたけ等永年性作物の植栽に要する資金	農業者等への融資利率4パーセント以内	
9	その他市長が必要と認める農業生産に要する資金		

別表2（第26条関係）

養豚振興資金の用途	償還期間	利率	償還期日
肉用子豚、繁殖豚、生産資材等の購入に要する資金	1年以内	無利子	3月31日